

○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程

令和7年3月31日
水道企業部管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員(以下「職員」という。)の勤務時間及び休日並びに休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この管理規程において、「職員」とは、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の職の設置に関する規程(昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合規程第2号)第2条に規定する職員をいう。

(勤務時間及び休日並びに休暇等)

第3条 管理者は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第36条に規定する手続きを経て、職員に時間外勤務を命ずることができる。

第4条 管理者は、法第33条に規定する事由により臨時の必要がある場合において同条の手続きに従い、別に定める勤務時間を延長し、又は週休日若しくは休日に勤務させることができる。

第5条 前4条に定めるもののほか、職員の勤務時間及び休日並びに休暇については、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号)の適用を受け、事務局の一般職職員の例による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項

は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程の廃止)

- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程（平成7年印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部管理規程第1号。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以後に生ずる週休日及び勤務時間の割り振り、休暇の請求及び承認については、この規程の相当規定により行われたものとみなす。